

民政化以後のチリにおける民軍関係の展開(I)

——文民統制・人権侵害糾明問題を中心に——

よし だ ひで 穂
吉 田 秀 穂

はじめに

- I ラテンアメリカ南部諸国の民政化と民軍関係の展開 (以上, 本号)
- II チリの新政権下での民軍関係の展開(以下, 次号) おわりに

はじめに

1990年3月11日、チリで16年半続いていたピノチェー(A. Pinochet)軍事政権が終了し、エイルウィン(P. Aylwin)文民政権が成立、現在まで1年余が経過した。

中道・左派の連合政権である新政権は、任期が4年(通常は8年)の臨時政権である。この新政権は1973年9月11日にアジェンデ(S. Allende)社会主義政権が打倒されて以来破壊された民主主義の再建と分裂した国民の和解を達成するための諸政策を実施することを目的としている。具体的には、(1)1989年7月に部分的に修正されたものの民主化にはいまだ充分ではないとされる旧軍事政権が制定した「権威主義的な」1980年憲法の改正、(2)文民統制の確立、基本的人権の保障(軍政期間中の軍人・警察による大規模な人権侵害の糾明が最大の課題)、(3)労働者の諸権利の回復、(4)軍政下でさらに貧窮化した貧困層のための社会的支出の増大、(5)軍政期に孤立した外交関係の修復、である。

チリの民政化は旧軍事政権勢力との妥協の産物であったが、新政権は、政治・軍事・経済・社会

・司法・外交の側面での民主化、すなわち制度的にまだ残存している軍政色を払拭し、国民和解を重視しながら、ラテンアメリカ諸国のなかで最も民主的とされていたかつての1925年憲法体制に近い体制への復帰をめざしている。民政化はしたたが民主化はいまだ達成されていないからである。しかし、エイルウィン政権は、1980年憲法・諸法律の非民主的部分に縛られていることや、議会(特に上院)で少数派であること、などの制約があるため、野党勢力(軍部・警察・保守勢力=旧軍事政権勢力)の合意を得なければ、上記課題を完全には実現できない、という弱点を持っている。

新政権にとっての最初の1年で最も重要かつ困難であったのは政治的課題、その中でも「民軍関係」(上記課題のうちの「文民統制問題」「人権侵害糾明問題」)、および軍政期に人権侵害に沈黙を続けた司法権力に対する「司法改革問題」であった。これらはすでに政権獲得以前の段階から最も困難で慎重を要する課題と予測されており(注1)、民政化以後の政治状況は、この予測を裏づけるものとなった。すなわち、経済・社会、および外交的には相対的に良好であったものの、これらの政治的問題に関する政策では、軍部・警察との緊張が高まり、また司法権力との対立も顕在化し、揺れた1年であった。しかし、それは新政権の方針を実現するうえでの積極的な第一歩であった。

この新政権のもとでの民軍関係の展開とこれに

伴う緊張は、実は、1980年代半ばに（チリに先行して）民政化したアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイなどの他のラテンアメリカ南部諸国においても、程度の差こそあれ、同じであった。軍部の政治からの撤退問題、すなわち文民統制と軍政期の人権侵害糾明がその最大の焦点であったのである。このうち、文民統制問題では、広い意味では、民政化以後も文民統制は完全には確立していない、とする見解が支配的である^(注2)。また人権侵害糾明問題では、人権侵害を行なった軍部・軍人に対する恩赦という形での決着がつけられてきた。たとえば、後者の問題で、最も対立が激化したのはアルゼンチンの例である。大規模な人権侵害とフォークランド（マルビーナス）戦争敗北の責任問題で、歴代の軍部首脳が裁判にふされ実刑判決を受けた。それは「ラテンアメリカのニュールンベルグ裁判」とも呼ばれた。これは結果的に軍部の強硬派の反発を招き、アルフォンシン(R. Alfonsín)政権成立以来4度の軍人の反乱騒ぎが起き、「民政の安定のために」、服役していた旧軍指導者たちへの恩赦を繰り返してきたことはよく知られている。

要するに、チリの新政権はブラジル、アルゼンチン、ウルグアイの新生文民政権が直面した問題に、直面したのである。

本稿では、民政化以後のチリの政治で最も重要な問題である民軍関係の問題を文民統制問題と人権侵害糾明問題、特に後者を中心に検討し、その展開を追うことにする。その際、必要なかぎりではブラジル、アルゼンチン、ウルグアイの事例を参照する。理由は、問題状況のあり方が相互にかなり類似し、その解決・收拾の仕方が新生民主主義の行方を左右しかねない重要な問題であったということ、にもかかわらず、これまで日本でのラテ

ンアメリカ研究ではあまり扱われてこなかったということによる。

本稿の構成であるが、第Ⅰ節では、予備的な考察として、チリの民政化における文民統制・人権侵害糾明問題の位置を探るために「80年代ラテンアメリカ南部諸国の民政化」の中で文民統制問題に重点を置きながら（ただし制度上のそれに限定）考察し、次いで人権侵害糾明問題ではチリを含む南部諸国ではどうであったかを振り返る。さらに第Ⅱ節ではチリの文民政権1年間の全体的な動きを概観し、文民統制・人権侵害糾明問題はどう展開したかを扱い、最後にチリの民政化と民軍関係についての暫定的なまとめを行なう。なお本稿では司法改革問題については紙数の関係で扱わない。

（注1）吉田秀穂「チリの民主化問題と新政権の課題」（『アジア経済』第31巻第11号 1990年11月）を参照のこと。

なお、ここで「民軍関係」（ないし「政軍関係」）とは、広義の概念としては、歴史的には西欧近代において初めて、それまで不可分であったシヴィルとミリタリーとが、「近代化過程、特に貴族政から民主政への転換、において……機能的・制度的・価値的に分離し、シヴィル・ミリタリー関係そのものが形成されていったこと」を基準とするシビルとミリタリーとの間の諸関係を意味している。三谷太一郎「まえがき」（日本政治学会編『近代化過程における政軍関係』年報政治学 岩波書店 1989年）。また、1980年代のラテンアメリカの幾つかの国々ではそれまでの長期軍政から民政への転換が生じたが、この民政における「民主性」の質を実証的に分析した一政治学者は、民主主義の原則のひとつは「文民統制」（シヴィリアン・コントロール）であり、これを民主主義における「民軍関係」の基本的な軸として、軍政期の情報機関の役割、制度としての軍部の政治への介入権の程度（異議申し立て）、軍部の諸特権などを「民軍関係」を見る具体的な項目としている。Stepan, Alfredo C., *Rethinking Military Politics: Brazil and Southern Cone*, プリンストン, Princeton University Press, 1988年（アルフレッド・C・ステパン著 堀坂浩太郎訳『ポスト

権威主義——ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部——』同文館 1989年)。本稿では、以上を前提とし、分析に当たっての軸は、特にステパンの著書に多くの示唆を受けている。

(注2) Bascuñan, Pilar, "America Latina: la difícil subordinación de los militares," *Revista Apsi*, 1987年5月11日～17日/ステパン 同上書。

I ラテンアメリカ南部諸国の民政化と民軍関係の展開

1. 文民統制問題

政治的民主主義は、通常、主権在民、三権分立、生存の権利、言論・結社・報道の自由などの国民の基本的・政治的・市民的諸権利の尊重、などで簡単に定義されている。文民統制も当然の前提としてこれに含まれており、これが確立している先進諸国では民軍関係は普通あまり問題にされることはなく、また軍部による大規模な人権侵害について議論されることなどない。

しかし、ラテンアメリカ諸国の場合は違っている。周知のように、ラテンアメリカ諸国では、数少ない例外はあるけれども、19世紀初頭におけるその政治的独立以来、立憲主義や三権分立などは掲げられたが、軍人のクーデターなどによる政変・政権交代・長期独裁が絶えず、長期的な意味では、「政治的安定」と「民主主義」を定着させることができなかった。要するに、ラテンアメリカ諸国では、軍人・軍部が「第4権力」を構成して政治過程に干渉し、「文民統制」は確立しなかったという伝統がある(注1)。

こうしたラテンアメリカ諸国にあつて、特にコロンビア、コスタリカ、そして南部諸国(アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ)においては、歴史的には、比較的長期の立憲主義の政治が存

在していたとされている(注2)。

しかし、南部諸国においては、1960～70年代に長期抑圧的軍事政権(権威主義的政権)が登場した。これらの軍事政権がそれまでの軍政と異なっていた点は、「制度としての軍部」(陸・海・空の3軍)がクーデターで政治権力を奪取し、長期にわたって政権を維持し、専制的に統治したことであり、その統治期間中に、大規模な人権侵害を引き起こし、国内外の批判を浴び続けたにもかかわらず、この問題は闇から闇に葬られる形のまま推移したことにあつた。

そして、1980年代半ばまでにこれらの軍事政権は民政に取って代わられた。この新生文民政権に関しては、第1に、はたして軍部は政治から撤退(政治過程への不介入)しているのかどうか、民主的に選出された文民政権に服従しているのかどうか、すなわち文民統制が確立しているのかどうか、そして第2に、民政化した契機のひとつが長期軍政に反対した諸政党・国民による「軍政期における人権侵害の糾明を前提とする基本的人権の尊重の確立」要求であつたために、軍政期の人権侵害問題をどう解決、收拾あるいは処理するかが、深刻かつ現実味を帯びた政治的重要問題として浮かび上がったために、この人権侵害問題をきちんと解決したか、が南部諸国に関する一部の政治学的分析において問われることになった。すなわち、このふたつの問題の進展如何を含む民軍関係のあり方が、新生文民政権の民主主義の質・程度を見るうえでの重要な指標とされたのである(注3)。

このことをよりよく理解するために、民軍関係を軸に、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、チリについて、軍政の誕生、その制度化の試み、軍政から民政への移管、について簡単に振り返る中で、チリの民政化とその問題点の特徴を見るこ

第1表 南部諸国の軍事政権・現行憲法成立年等

国名	政権維持期間	現憲法成立年	軍政期の被抹殺者数* (人)
ブラジル	1964. 4～1985. 4 (21年)	1988年 ¹⁾	125
ウルグアイ	1973. 6～1985. 3 (11年9カ月)	1967年	26
チリ	1973. 9～1990. 3 (16年6カ月)	1980年 ²⁾	957**
アルゼンチン	1976. 3～1983. 12 (7年9カ月)	1853年	8,960

(出所) * A・G・ステパン『ポスト権威主義——ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部——』同文館 1989年 106ページ。

** “Informe de la Comisión Verdad y Reconciliación,” *El Mercurio*, 1991年3月5日。

(注) 1) 1993年に見直し予定。

2) 1989年7月に一部修正。

とにしたい。

南部諸国では、成立した年次は異なっているが、軍事政権は長期に政権を維持した。そして1980年代初期の経済危機を背景として民政化の動きが促進され、文民政権は軍事政権が準備した選挙を通じて成立し、今日に至っている。すなわち、民政化は軍部の主導、あるいは軍部と反軍政勢力との間の合意のもとに行なわれた(第1表参照)。

すなわち、南部諸国では、1960年代、70年代初期における改革主義的な政権の登場、社会主義・共産主義・労働運動の昂揚、都市・農村ゲリラの活発化、政治的・社会的不安の増大、そして保守勢力の体制変動についての危機感などを背景として、軍部がクーデターで政権を奪取、事実上の政府を構成し、そして戒厳令などの非常時体制を採っている独裁的政権として存続した。その際、軍事政権が「反共産主義」「国家の安全保障」「社会の秩序回復」「経済開発」を政策として掲げたことはよく知られている。

この政策の中で政治的に最も重要であったのが、それまでの軍部の「国防」の意味内容・役割を変えた「国家の安全保障ドクトリン」であった。これは従来の国防概念が領土保全、対外侵略からの国家の防衛であったのを、経済・社会の総合的な開発・発展を国家の安全保障の大きな要因

として導入したものであった。そして反共産主義の立場から、軍事的に「イデオロギー的国境」なる概念(いわゆる「間接侵略」)を新しく導入することによって、国内の「共産主義思想・勢力・運動」を、基本的に「敵」として設定し非合法化した。さらに武装した「情報機関」(秘密警察)を創設して、その物理的壊滅を組織的・計画的に図った。要するに、思想・運動の弾圧である。この軍部の新しい役割・活動から、左派勢力・組織・労働運動・市民シンパ、そして後には反軍政民主化勢力に対する徹底した武力弾圧、それも開から開に葬る形でのそれが生まれ、誘拐・拷問・殺害・遺体の隠匿など大規模な人権侵害が発生した。これは武装闘争を方針とした過激派を含めた広範な反体制勢力に対する「汚い戦争」とも呼ばれた(注4)。さらにこうした人々の職場からの追放、大量の亡命者の発生も起きた。

「汚い戦争」は、ウルグアイではトゥパマロス、アルゼンチンでは人民革命軍(ERP)、モンテネロス(Montoneros)、チリでは革命的左翼運動(MIR)、社会党、共産党など、アジェンデ政権を構成ないし支持した政党組織・運動に対して行なわれた。これに対し、当時の司法権力が完全に沈黙し、反軍政政党・市民の側になすすべがなかったこと、人権擁護に動いたのは主としてカトリック教会で

あったことも南部諸国では判で押したように共通していた(注5)。

ラテンアメリカ諸国の司法権力の伝統的な特徴は、それがほとんど行政権力の一部となっている点にあるとしばしば言われている。しかし、このことを別としても、軍政期における軍人による人権侵害に対し司法権力が沈黙していた制度的な理由として以下があげられる。すなわち犠牲者の家族・遺族の提訴に基づいて捜査・裁判が行なわれた数少ない例においても、軍人の犯罪を管轄するのは軍事法廷(軍法会議)であり、そこでは当事者の一方(軍人・軍部)が捜査し、かつ裁判をする形になっているので、軍政自体がこうした犯罪に方針として関わっている以上、軍事法廷は軍部の聖域であり、公正な捜査・裁判は最初から期待できず、かつ事実上できない仕組みになっており、実際「証拠不十分」で提訴棄却、不起訴、無罪になるのがせいぜいであった(注6)。さらに軍事政権は政権を委譲する前に「恩赦法」を制定して軍政期間中の軍人の人権侵害を問わない形にした。そこで、文民政権になってから、軍人の人権侵害に関する犯罪を糾明し、責任のある軍人を裁判にかけるために「恩赦法」を廃止すべきという世論が巻き起こった。また軍事法廷の裁判は信用できない、軍事法廷ではなく通常の裁判所で裁判を行なうべきであるとして、そのために法律の改正が提起されることになった。

さて軍政から民政化の経緯について各国の事例を見てみよう。まずブラジルの場合には、1964年のクーデター以来、軍事政権が21年間続いた。南部諸国における軍事政権のなかでのブラジルの軍事政権の特徴は議会・政党活動を維持したことである。すなわち1967年に「権威主義的な憲法」をほぼ一方的に制定してそれまでの46年憲法に代

え、これをさらに69年に改正して、大統領緊急措置令などで補足しながら統治した。そして軍事政権は政権末期に「権威主義的な憲法」の枠内での民政化を自ら計画し、主導した。しかし民主化要求が国民の間に広範に浸透し、サルネイ(J. Sarney)文民政権成立後には、新憲法制定のための制憲議会が召集され、国民各層の参加のうえで、長い時間をかけて(約3年)、1969年憲法に代わる88年憲法が制定された。そこには、それまでの「権威主義的な性格」から「立憲民主主義的な性格」への大きな変更が見られた(注7)。

ウルグアイの場合には、1973年以来軍事政権は約12年におよんだ。1974年に国家の安全保障の見地からの政治過程に対する軍部の統制・監視的権限を伴った将来の民政移管を計画し(いわゆる「国家安全保障共和国」)、それまでの1967年憲法に代わる「権威主義的な」新憲法を準備したが、80年11月の国民投票において60%の反対票で敗れ、その後、84年に文民勢力との「話し合い」で民政化に合意した。このため1967年憲法はそのままの形で残った(注8)。

アルゼンチンの場合には、1976年以来軍事政権は約8年続いたが、それまでの1853年憲法は変えず、非常時体制を取って統治した(アルゼンチンでは49年にいわゆる「ペロン憲法」と呼ばれる憲法が制定されたが、56年に廃棄され、1853年憲法に復帰している)。南部諸国の中では、人権の侵害はアルゼンチンの例が最も大規模で、かつ民政化のプロセスも最も劇的であった。いわゆる「フォークランド」戦争(1982年4月)での敗北の後、軍事政権が責任を問われる形で正当性を失い、民政化促進にはずみがつき、選挙でアルフォンシン文民政権が成立した。憲法はそのままであった(注9)。

チリの場合はやや特殊で、「反帝国主義」「反封建主義」「社会主義」を掲げたアジェンデ政権を1973年に打倒する形で軍事政権が成立した。軍事政権は16年半続いたが、1980年に、それまでの25年憲法に代えて、「権威主義的な」新憲法を制定した。これに基づき、その全面的公布は1997年以後としたうえで、89年以後に「民政化」を計画、ピノチエー将軍が88年の国民投票で勝利して97年まで政権を維持する企図であった。しかし、これに敗れたため、反軍政勢力との話し合いで1980年憲法の修正を行ない、89年12月の総選挙でエイルウィン文民政権が成立した。

さて、以上を「支配的な傾向」は何であったか、という視角から整理しなおすと以下になる。南部諸国では軍事政権登場以前は、実態は別として、「形式的には」その憲法や法律で軍部の政治介入を排除する文民統制の原則が規定として存在していた^(注10)。そこで軍事政権は政権を維持するにあたって、基本的には戒厳令や非常事態宣言などの措置でそれまでの憲法を停止し、軍政の方針に沿うように「権威主義的な」新しい憲法を制定し、さらに大統領特別措置権なども加えて政権を独裁的に維持した。そこでは軍部の新しい役割・活動は、基本的には憲法に導入されるか、最高政令 (decreto supremo)、法令などを通じて実行された (ブラジル、チリ)。それができなかったか、または試みられなかった場合には、戒厳令、非常事態令、大統領特別権限・措置、最高法令、法令、軍布告などで実施された (ウルグアイ、アルゼンチン)。

要するに、軍政期に南部諸国は、アルゼンチンを除いて、新憲法の制定を通じてのいわゆる「権威主義的支配体制」の「制度化」をいったんは試みたのであった。すなわち、政権維持期間中に軍

事政権が将来の政治制度的な枠組のすべてを設定し、政治過程における軍部の介入権をも明記し、そしてその枠組に沿って「権威主義的な民政化」を計画した。軍部が望む政治経済社会体制を制度的に不動のものとして構築しようとしたのである。このうちブラジル、チリは (結局、一時的に終わることになるのであるが)、新憲法の制定に成功し、ウルグアイは先に示したように、挫折した。

そして、民政化にあたっては、アルゼンチン、ウルグアイは新憲法を制定せず、旧来の憲法を復活させ、軍部は政治の表舞台から「撤退した」。ここで「撤退した」とかっこにくくっているのは、実際には軍部は政治過程への一定の介入権やさまざまな特権を保持していて、「完全には」撤退しておらず、したがって「文民統制」が完全に確立されたわけではないからである^(注11)。この当時までに左派勢力・組織・運動はほぼ壊滅、そして軍部の政治からの「撤退」に伴って、「国家安全保障ドクトリン」や大統領特別措置権なども「制度的に」立ち消えとなった。「情報機関」はブラジルだけは存続しているが、他の諸国では消滅するか、軍内部の通常の情報機関に戻され、かつてのような大規模な秘密警察としての役割は消滅した。

憲法について言えば、文民政権成立後に新憲法を制定したブラジルは、国民の幅広い層がこれに参加したという意味では、おそらくこれまでのラテンアメリカの政治史において「手続き的に」最も民主的に新憲法を制定した例である。チリの場合は反軍政文民勢力が軍事政権と妥協したために、新憲法が部分的に修正されたとはいえ、軍事政権が一方的に制定した憲法・法律により、軍部は政治過程への介入の余地を制度的に残しており、現エイルウィン政権の政策幅は制約されているので

ある。

また軍部について言えば、ブラジル、ウルグアイ、チリでは、民政化に際し、軍部首脳の変更は一切行なわれず、軍事政権期以来の指揮・階層秩序がそのまま継続されたのに対し、アルゼンチンだけは歴代の軍部首脳を裁判にかけ、軍部は再編された。

すなわち、民軍関係を政治制度的に見れば、「1980年代ラテンアメリカの民政化」の流れにおける南部諸国の中で、アルゼンチン、ウルグアイでは旧軍事政権が軍部の新しい役割・活動を新憲法に導入せず別の形で実施し、民政化に際しそれが廃止されたため、政治制度的には問題が「比較的」残らなかった。そして問題として残ったのが軍政期のいわゆる人権侵害問題であったのである。

これに対し、ブラジルは、民政化以後に、1988年憲法を新しく制定してこれを「相対的に」排除した^(注12)。また、後に見るように、人権侵害も大きな政治問題にはならなかった。

しかし、チリだけは軍部・警察の新しい役割・活動を1980年憲法の中に導入したために、軍政末期に部分的に修正されたとはいえ、文民政権成立後も旧軍事政権の遺産、特に民軍関係の歪みを最も引きずり、かつ他の南部諸国で問題になったのと同じように軍政期の人権侵害糾明が大きな問題となっているのである。

すなわち文民政権成立後に、文民統制問題と人権侵害問題というふたつの問題を抱えている点に、南部諸国のなかでのチリの民政化の大きな特色がある。このため民政移管した後にも、この軍政期の負の遺産を払拭する課題を抱えており、新政権自体が「民主主義への移行政権」と規定されている根拠があるのである。

2. 人権侵害糾明問題

基本的人権には、人民の自決権、男女の平等、強制労働の禁止、被拘禁者の権利、子どもの権利、少数者の権利など諸種あり、人権侵害とはこれらの人権を侵害することを意味する。しかし、ここで言う人権侵害とは、主として1966年の「国際人権規約」のうち「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(B規約)、69年の「米州人権規約」などで規定されている、国家の緊急事態における諸種の人権侵害を言^(注13)、法概念的には「国家および公務員によって引き起こされた基本的人権の侵害(国家の暴力)」を意味し、これ以外のグループまたは私人による刑事犯罪(民間人の暴力)を意味しない」ということである。これはこれまですでに数世代にわたって国際的に確立されてきた法的な規定である。したがって、ここで言う人権侵害とは事実上の政府であった軍事政権によって引き起こされた大規模な人権侵害を指し、いわゆる「過激派」などによる政治的テロリズムは、それがいかなるものであったかを問わず、通常の刑事犯罪を構成し、この中には含まれない^(注14)。

そして糾明問題とは、「過去の」軍政期に行なわれ、かつ裁判所も看過・沈黙した、人権侵害を犯した軍部・軍人の犯罪行為の真相を明らかにし、また軍人の犯罪を帳消しにするために軍事政権が制定した恩赦法の障壁を越えて、その刑事責任を改めて文民政権下で問う、というものである^(注15)。

第1表にある「被抹殺者」というのは、文民政権成立後に改めて公式に調査され、発表された、軍事政権の情報機関・治安組織の手で逮捕・誘拐されたことがほぼ確実であり、その後行方がわからなくなった人々である。すなわち、軍事政権が

この事実を否認し、また家族による人身保護要請に司法権力が沈黙した、いわゆる「失踪者」(detenidos-desaparecidos)のことである。この失踪者はたぶん虐殺されてどこかに密かに埋葬されていると推測されている。これはそれまでのラテンアメリカの政治史の中では類例を見なかった事態である。失踪者は依然として行方不明のままであると同時に、その数は他の非公式な数字とはかなり食い違いがある(たとえばアルゼンチンの例では3万人という数字もある)。なお、当然のことながら、この数字の中には、不当逮捕、拷問、虐待などの人権侵害を受け、その後釈放された人々は含まれていない。

南部諸国の軍政期間中の人権侵害事件は、軍政期に反軍政勢力や、カトリック教会、アムネスティー・インターナショナルを含む多くの市民団体、また国連においても非難され、特に米国のカーター政権期には人権侵害国に対しては、軍事援助を中心とするさまざまな援助の停止が行なわれた。市民団体などの手で告発された人権侵害に関する文献は膨大に存在する。しかし、軍政期においては「人権侵害は存在しない」「根拠のない反軍政キャンペーン」「反アルゼンチン・キャンペーン」「反チリ・キャンペーン」などとして一蹴され続けた。人権侵害の実態が公式に明るみに出され、人権侵害を行なった軍人に対して裁判や恩赦という形で重大な政治問題化したのは、時期的には民政化以後、文民政権になってからであった。南部諸国では、軍政期間中から被害者の家族・遺族・市民団体が人権侵害の実態を明らかにせよとする運動を繰り広げた。民政化に際して行なわれた選挙戦で、民主主義とは何よりも国民の基本的人権を守るという立場、そしてそのためには人権侵害という国民的規模での「過去の傷跡」を癒さ

なければならぬという立場から、反軍政勢力であった大統領候補者が人権侵害の実態の解明とその正当な解決を公約し、選挙戦に勝利した。こうして文民政権成立後になって人権侵害糾明問題は軍政期の最大の「負の遺産」をどう処理するのか、という意味で重要な政治問題・司法問題と化した。「制度としての軍部」は人権侵害の事実を否定し、あるいは「共産主義の脅威」や「暴力の徒＝過激派」の破壊活動から市民社会を守ったとして弾圧を正当化して、この問題の糾明に抵抗した。文民政権は民主主義の旗を掲げる法治国家なので、正当な法的手続にしたがってこの問題に対処せざるを得ず、このため文民政権には多くの困難が待ち受けていた。

前もって結論を述べれば、人権侵害糾明問題の進展は、新文民政権の軍部に対する力関係の程度にしたがった。そして国ごとに若干の違いは生じたものの、問題の解決は「文民政権の安定」「国民和解」「常備軍である制度としての軍部の名誉を辱めない」という立場から、歴代の軍首脳部に対して裁判を行なった唯一の例であるアルゼンチンを含めて、人権侵害の法的意味を「国家による暴力」に限定せず、過激派による政治テロも含める形で法概念を拡大解釈し、総じて人権を侵害した軍人・民間人の双方に「恩赦」を行なうという形での決着が行なわれた。これにより軍部・軍人が犯した人権侵害の捜査・起訴は行なわれず、失踪者は依然として行方不明で、軍部首脳の変更、軍部の再編も行なわれなかった。こうしたことは多くの国民の批判・反対を抑さえて行なわれた。軍部の力がきわめて大きかったからである。以下、各国について見てみよう。

ブラジル

ラテンアメリカでいわゆる「権威主義的軍事政

権」が最も早く成立したブラジルは、当時は、残酷な拷問をする政権として国際的にもきわめて評判が悪かった。1964年から79年にかけて実行された人権侵害の犯罪についての恩赦の採決を79年に国会が行ない、それが軍人、(過激派の)民間人相互の恩赦ということで、市民社会、政治社会に広く受け入れられ、軍人に対して幾例か裁判がなされたが、有罪判決はなかった^(注16)。要するに、ブラジルでは民政化以後に深刻な政治問題にはならず、世論の一番大きな関心は新憲法(1988年憲法)の制定問題に傾斜していったのである。

アルゼンチン

アルゼンチンの場合は、人権侵害の規模が南部諸国の中では飛び抜けて大きかったケースである。アルゼンチンは政治史的に見ると、民政と軍政を交互に繰り返してきたが、1960年代の末から左翼過激派の軍事活動が活発化、70年代の前半には右翼・軍部の弾圧も激化し、73~76年のペロン政権のもとで経済的停滞に加えて政治的暴力がさらに激化した。軍部が出動し、「失踪者」が初めて報告されるのが1975年である。1976年のクーデターで軍事政権が成立して以後、戒厳令のもとで、弾圧は全国的規模に拡大、ペロン党も非合法化され、指導層も逮捕された。その後、爆発物・銃器を使用するゲリラ運動が出現、誘拐、軍・警察施設への襲撃などが頻発、弾圧で「失踪者」が相次ぎ、その数は1978年5月には2500人、81年1月には7000人と報告されるに至った。毎週木曜日に「失踪者」の家族いわゆる「5月広場の母親たち」が大統領官邸前で抗議行動を開始するのは1977年4月のことであった。アルゼンチン軍政に対する内外の批判が高まり、1979年9月12日軍事政権は過去5年間の「失踪者」に対する「死亡宣告」法案を準備したが、批判の前に挫折した。1983年4

月28日には「反乱とテロリズムに対する軍事評議会の最終的文書」を発表し、過去8年間の「失踪者」を「死亡したもの」とし、今後「(過激派による)反乱に対する戦争」の結果に関する発表はない、と宣言した。すなわち、この弾圧(戦争)においていき過ぎがあったことを認めたのであるが、それは軍内部の指揮・服従系統に沿っていたとした。また1983年9月23日には政治的動機に基づく犯罪を問わないとする「恩赦法」を制定した。1983年10月29日には戒厳令が解除されて、総選挙が行なわれ、83年12月10日にアルフォンシン文民政権が成立した。アルゼンチンは1982年4月にフォークランド戦争を引き起こし、敗戦で政権としての正当性を失い、民主化運動が公然と展開されるようになっていたが、将来的に民政化は必至と見て、人権侵害を根拠とする軍政に対する予測される裁判を予防・防止するための法的措置を講じたのであった。

しかし、1983年12月27日、新生アルゼンチン議会は満場一致で軍政が制定した「恩赦法」を廃止した。これが軍政下での歴代の軍部首脳に対する裁判の開始を告げる最初のステップであった。そして新政権は同月、高名な作家サバト(Ernesto Sábato)を委員長とする「失踪者調査委員会」を創設して調査を開始、委員会は1984年9月20日に調査結果を大統領に提出した。委員会はこの中で解決されていない「失踪者」数として8960名をあげ(正確な数はもっと多いかも知れないとしている)、340箇所の誘拐場所を特定し、軍部が国家機構を使用した計画的な犯罪であったとし、拷問、失踪は例外的なケースであるとする軍部の見解を否定した^(注17)。

ここで裁判制度、特に最高裁判所と軍事法廷との関係を見ると、アルゼンチンの場合には、軍人

に対する裁判は一義的に軍事法廷が管轄し、最高裁判所はこれに介入することはできなかった。このため新政権はさまざまな法改正を行なって通常の裁判所が裁判し得るようにし、軍将校や歴代9名の軍部首脳を起訴、有罪判決を下して収監、1985年12月に軍首脳部に対する裁判は終結した。ラテンアメリカ諸国のなかで軍事政権の首脳が有罪とされたのは歴史的に最初のケースであった。

しかし、その後、軍部の一部に不満が残り、1987年から90年までに4度の反乱騒ぎが発生^(注18)、アルゼンチン文民政権はこれを緩和するため特赦を繰り返してきた。すなわち、アルフォンシン政権は1989年数百名の中級・下級の将校たちに対する人権侵害の調査・裁判を停止するよう議会に要請した。また1989年7月に成立したメネム(C. Menem)政権はこの年に特赦を実施した。係争中の40名の軍高級将校とテロ活動で起訴されていた左翼活動家たち60名がその対象であった。そして1990年末、収監されていた歴代軍首脳とモンテネロスの指導者のフィルメニッチ(M. Firmenich)に特赦を与え、釈放した。軍政期に政治犯として収監されていた経験のあるメネム大統領はこの特赦の目的を「国家の歴史の悲しく暗い時期を最終的に閉じる」ことにあると述べた^(注19)。しかし、これらの特赦については一貫して世論の批判を浴びてきており、1990年末のそれには少なくとも5万人の市民が特赦反対のデモ行進を行なった。歴代軍首脳のみならずビデラ(J. R. Videla)元大統領は、釈放後、人権侵害のかどで辱めを受けた軍部に対する名誉回復(desagravio)を要求、世論の厳しい批判を浴びた^(注20)。

ウルグアイ

ウルグアイでは、民政移管後に人権侵害の解明の促進と軍人に対する裁判を要求する世論が沸騰

した。ウルグアイの人権擁護団体によれば、軍政12年間の主としてトゥパマロスとの「汚い戦争」で、95名の政治犯が獄死、7000名の市民が刑務所送りとなり、その大多数が拷問・虐待を受け、さらに150名が「失踪した」。すでに見たように、新憲法認否を問うた1980年の国民投票で軍事政権が敗れて以来民政化の流れが促進され、84年11月に行なわれた選挙でサンギネッティ(Julio María Sanguinetti)候補が、人権侵害の糾明を内外に公約して大統領に当選し^(注21)、85年3月に新文民政権が成立した。政治から撤退した軍部の再編は行なわれなかった。そして政治犯として実刑に服していた過激派活動家に恩赦を与える一方で、議会が軍政期の人権侵害の実態調査に乗り出し、人権侵害を犯した軍人に対する裁判を通常の裁判所で行なうことを決定した^(注22)。しかし、サンギネッティ大統領は軍人に対する恩赦のキャンペーンにも努めた^(注23)。それは、人権侵害糾明問題では、これ以前の1984年7月に民政移管を軍部と政治勢力が合意したいわゆる「海軍クラブの協約」において、軍人に対する裁判は最小限、かつ明白な軍規違反の場合に限ることが約束されていたからであった。このため軍部は、人権侵害で軍人の責任を問う声が高まる中で、「軍政期のすべてのことは軍全体に責任がある」としたが、この協約を引用して軍人の人権侵害は問わないことになっていることを示唆し、さらに「軍部に対する攻撃・中傷は軍部が闘った敵側からきており、革命的状況の再来を狙っているものである」と警告した^(注24)。そして1986年12月に司法当局が人権侵害容疑で2名の元軍人に出廷を命じた際、軍部がこれに反対した。サンギネッティ大統領は人権侵害問題が軍部に対する裁判に転化することを憂慮して、軍部との危機を回避し、民政の安定を維持す

るため、野党の党首、そしてウーゴ・メディーナ (Hugo Medina) 陸軍司令官と会談し、軍部が人権侵害を行なった事実を自認し (mea culpa)、大統領への服従と民主主義を防衛することを誓うことを引き出し^(注25)、時間切れ寸前で緊急動議の形で、人権侵害に関する調査を最終的に停止し、軍人に対する「恩赦法」を国会で制定した。1986年12月22日のことであった。

この措置を承服できないとした犠牲者の家族・市民団体・一部の政党は、この恩赦法を廃止するために、「議会在制定した法律に対しては国民投票がこれを無効とすることができる」「この国民投票は大統領、議会だけではなく、一国民が、選挙登録をした有権者の25% (約55万人) の署名を得た場合にもその召集ができる」とした1967年憲法的一条項を手掛かりに、直ちに署名活動を開始した。署名数は63万人を超え、この問題は国民が直接判断することになった。そしてその国民投票が1989年4月12日に行なわれ、結果は投票総数の53%が恩赦法の廃止に反対した。すなわち国民の過半数が軍人の人権侵害を問わないことに賛成したのである。こうしてウルグアイ国民をほぼ二分したこの問題は法的には終結した^(注26)。

チリ

チリのケースについては、文民政権成立以後の展開について次節以下で扱うこととし、ここでは軍政下での人権侵害問題の処理について触れておくことにする。というのは、1978年までのそれは軍政下ですでに解決済みということになっているからである。

チリの場合には、アジェンデ政権をクーデターで打倒した軍部・警察が軍事政権を樹立、「戦争状態の戒厳令」を敷いて^(注27)、公式には、クーデターではなく、戦争 (内戦) であったとし、その

後の弾圧を正当化した。そして「敵である」左翼諸政党・団体を非合法化し、1974年には大統領直属の「国家情報局」(DINA)を創設して、アジェンデ政権を構成した社会党、共産党、革命的左翼運動などに対する組織的で計画的な壊滅作戦を展開した。要するに、刑事犯罪を犯していないのに、左翼団体の構成員ということだけで弾圧されたのである。革命的左翼運動の活動家たちなどは、この弾圧に武力で抵抗したが^(注28)、そのほとんどが情報機関・治安機関の弾圧を受け、テロリストとして苛酷な刑罰の対象となり、政治犯を構成した。「民間人の暴力」として規定された代表的例である。1976年にワシントンでアジェンデ政権期のレテリエル (O. Letelier) 元国防相が暗殺され、DINA の犯罪であるという批判が高まるや、77年に DINA を改編して、「国家情報センター」(CNI) を創設、弾圧を継続し、一説では数百名の「失踪者」が報告された。人権擁護に動いたのは主としてカトリック教会であった。犠牲者の家族、遺族、市民団体は犠牲者の人権保護や消息を求めて通常の裁判所に提訴したが、裁判所は軍人の犯罪は軍事法廷が管轄する、として無権能を宣言、これを受けて審理した軍事法廷は証拠不十分で不起訴にするのが通例であった。クーデター時まで有効であったチリの1925年憲法では最高裁判所が国内の全裁判所を管轄することになっていたが、最高裁は弾圧した側の警察による捜査や軍事法廷の判決を尊重する姿勢を取り続けた。このため軍政下のチリでは法的には軍人・警察による人権侵害は存在しなかった。反軍政勢力の法律家・弁護士は、1973年9月にアジェンデ政権が打倒されてから78年3月まで継続したとする軍部・警察発表の「戦争状態」なるものは軍事政権が發明した法的な虚構にすぎず、実際にはクーデタ

一であり、しかもその際の戦闘行為は数週間で終結、その後の人権侵害は軍事政権による組織的な弾圧であった、と規定した。そして、たとえ軍事政権が言うように1973年のクーデターが戦争であったとしても戦争犯罪には時効はないはずであると主張した。反軍政勢力が、こうした軍人・警察官の人権侵害を最高裁が看過してきたのは、その任務を怠ったものであるとして批判してきたのはこのような論拠に基づいていた。

そして、チリのピノチェー政権下での人権侵害に対する内外の批判が強まり、1977年末に国連がチリ非難の決議を行なうや、軍事政権はこれをチリに対する攻撃とみなして、軍政を支持するか否かを国民に問うた、いわゆる「国民的相談」と称した国民投票を78年初めに実施した。これは圧倒的多数で支持され、これに伴って軍事政権の中でピノチェー将軍・大統領の指導権が確立した。

そこで軍事政権は1978年3月11日に戒厳令を撤廃し、国民の和解を促進すると表明して、78年4月19日に「恩赦法」(Decreto Ley No. 2, 191)を公布した。これが制定当時から大きな論議と批判の的となった「1978年恩赦法」と言われるもので、起草には当時のマダリアーガ(M. Madariaga。ピノチェー将軍の従姉妹)法相自身があたった。これは1973年9月11日のクーデターから78年3月10日までの戒厳令が公布されていた期間の軍事政権側による人権侵害と旧アジェンデ政権勢力側の政治犯の双方の刑事犯罪を恩赦の対象とするというものであった。これによって実刑判決を受けていた旧アジェンデ政権側の政治犯は釈放されるとともに、人権侵害を犯した軍人・警察官・情報機関員の犯罪も帳消しとなり、犯罪の捜査自体も法的に行なわないことになった^(注29)。

このため軍政下では1978年までの「失踪者」に

関する捜査は、犠牲者の家族・遺族から裁判所に提訴がなされても、最高裁判所が捜査の停止命令を出し続け、反軍政勢力がこれを批判しても、事態は何ら改善されなかった。最高裁判所は「恩赦法」は犯罪の事実自体を消滅させた、と判断したのである。「恩赦法」の公布後の1978年6月15日、当時のフェルナンデス(S. Fernandez)内相は、失踪者の家族の代表の求めに応じて会談し、失踪者の行方を明らかにするよう努力する旨の約束を行なった。にもかかわらず、実際には何ものもなされず、その後現在にいたるまで、失踪者がどうなったのかは依然として分からない、という状態が続いている^(注30)。そして、1990年2月、民政移管直前に、軍事政権はCNIを廃止し、その人員と書類を陸軍情報部(DINE)に吸収させる措置を取った^(注31)。

以上を、ここで整理しておく、南部諸国の人権侵害糾明問題の処理方式は、軍政側による「国家の暴力」と軍政に武力で抵抗した「民間人の暴力」を等置し、恩赦(起訴され重い実刑判決を受けたテロリストたちの刑を軽減する代わりに軍人の人権侵害を問わない)で解決するというのが、その大筋であった。全体の流れとしてみると、こうした人権侵害の解決・処理の仕方・方式は南部諸国のなかではチリのケースが1978年と時期的に最も早く、軍政下の79年にブラジルが採用し、85年以後ウルグアイも民政化以後に踏襲し、裁判を行なったアルゼンチンも結局は恩赦で最終的決着を図る、といった構図になっている。つまりこの方式は、形式的には他の南部諸国がチリのピノチェー政権が行なったのを真似た形となっている。しかし、こうした方式をチリはどのようにして考えたのか、また他の南部諸国の場合も、チリのケースを真似た結果であるのかどうか、本当のとは

ろはよく分からないのが実情である。

また、付け加えておくと、大規模な人権侵害を引き起こした軍人・情報機関は、国内の左翼勢力を物理的に殲滅するという困難な任務を立派にやりとげたと自認し、何も反省はしていないのが実情なのである(注32)。(続く)

(注1) こうした歴史的事実と同時に、ラテンアメリカ諸国における軍部の政治介入の制度的な背景として考えられるものに憲法の正文中の国軍・非常事態に関する規定がある。すなわち、例外はあるものの、一般的に、ラテンアメリカ諸国の憲法には、先進諸国のそれと異なって国軍の規定、大統領による非常事態宣言に関する諸規定を取り込んでおり、そういった場合には、同じ憲法で保障されている国民の諸権利は制限され、軍部が治安確保のために強大な諸権限を保持し、実施しうることが明記されている。つまりラテンアメリカ諸国では、政治的危機が生じた場合、往々にして、この非常事態の規定の乱用が、容易に時の政権の独裁や軍部の暴走・独走を許す契機になってきた。この点は、本稿で取り上げる問題とは直接には関係しないが、軍政、民政を問わず、ラテンアメリカ諸国の民軍関係、軍部の政治介入を考察する際に留意されていてよいことかも知れない。Rosenn, Keith S., "The Success of Constitutionalism in the United States and Its Failure in Latin America: An Explanation," *Inter-American Law Review*, University of Miami, 第22巻第1号, 1990年秋。

(注2) 同上論文。

(注3) Bascuñan, 前掲論文/ステパン 前掲書。

(注4) Harrington, Edwin, "Doctrina de seguridad nacional: Entra en sociedad en Brasil en 1964," *Revista Analisis*, 1986年7月24日。

(注5) Committee on Foreign Affairs, House of Representatives of the United States, *Human Rights in Argentina, Chile, Paraguay and Uruguay*, ワシントン D.C., U. S. Government Printing Office, 1983年。なお、トゥパマロス、モントネロスなどは組織名。

(注6) ただし、チリの例では、1925年憲法によれば、最高裁判所はすべての裁判所を管轄するとの条文が存在し(第86条)、情報組織の犯罪や軍事法廷に介入する権限も保持していた。しかし、何もしなかった

ため人権侵害を許した、というのがチリの反軍政勢力の言い分である。ちなみに、軍事政権が制定した1980年憲法では、最高裁判所のこの権限は大幅に修正され、憲法裁判所、選挙審査裁判所、州裁判所および戦時軍法会議が除かれている(第78条)。

(注7) 矢谷通朗「ブラジル連邦共和国1988年憲法の制定について」(矢谷通朗 編訳『ブラジル 共和国憲法 1988年』アジア経済研究所 1991年)。ただしこの新憲法は1993年に政体および統治形態について見直し(国民投票)が行なわれることが経過規定第2条に記されている。

(注8) Terra, Juan Pablo, "Seguridad nacional vs. democracia en Uruguay," Augusto Varas 編, *Transición a la democracia: America Latina y Chile*, サンティアゴ, Asociación Chilena de Investigaciones para la Paz, 1984年/ステパン 前掲書。後に見るように、この1967年憲法が残ったことが後に意味を持つことになった。

(注9) 中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』アジア経済研究所 1988年/外務省中南米局中南米第一課『アルゼンチン憲法に関する研究』1985年。

(注10) たとえばブラジルのケースでは、1891年憲法以降、国軍は大統領の統帥(Comando Supremo)下に置かれ、特に1891年憲法、1943年憲法、および46年憲法の下で、国軍は法律の定める範囲内において大統領に従うことが規定されていた。矢谷編訳 前掲書 33ページ。アルゼンチンについては、1853年現行憲法の第3章「行政権の諸権限」における諸規定参照。Universidad Nacional Autonoma de Mexico, *Las constituciones latinoamericanas*, 第1巻, メキシコシティ, 1988年。ウルグアイについては、1967年現行憲法の第6章「行政権」のうち第3節の諸規定参照。Universidad Nacional Autonoma de Mexico, 前掲書, 第2巻。チリのケースでは、チリの1925年憲法は、第5章「共和国大統領」第72条の「大統領の排他的権限」の項で、大統領が国軍の最高指揮者であることなどを明記し(第13・14・15項)、また第3章「憲法上の保障」第22条で、「軍部と警察は……基本的に、服従的でありかつ審議を行なわない (obedientes y no deliberantes)」と規定している。*Constitución Política de la Republica de Chile*, サンティアゴ, Editorial del Pacifico, 1973年。なお、チリの1980年憲法では、第10章「国軍と公安」、第11章「国家安全

保障会議」など、軍部・警察に関する事項が独立の章として設けられ（これらは1925年憲法にはなかった）、大統領の軍部・警察に対する権限がかなり制限されている。大阪経済法科大学比較憲法研究会編訳『チリ共和国憲法 1980年』大阪経済法科大学法学研究所 1987年。

ただし、だからと言って、以上のことは、ラテンアメリカのこれらの国々において、文民統制の原則が明瞭に規定され遵守されてきたことを意味しない。本節の（注1）とも関連するが、文民政府への服従規定があっても、その解釈は多義的で曖昧なのである。たとえば、ブラジルにおけるケースのように、国軍は法律の定める範囲内において大統領に従うという規定は、軍の自由裁量権に基づく服従命令を正当化する余地を多分に残し、また国内の法と秩序維持の名目のもとに、容易に軍が介入する口実を与えるものであった。それゆえ同国の憲政史では、この国軍の機能を根拠に軍部の国内秩序維持のための介入がしばしば実行された。矢谷編訳 前掲書 33ページ／ステパン 前掲書 151～152ページ。

（注11） 詳しくは、ステパン 前掲書を参照のこと。

（注12） ここで「絶対的に」ではなく、「相対的に」と表現している理由は、1988年憲法制定以後、ブラジルにおいて制度的に「文民統制」が完全に保障されているかどうかについては、異論が存在し、筆者には確実なことは分からないためである。かなりの程度確立されているとする見方に、矢谷編訳 前掲書が、また依然として大きな諸特権と政治介入権を保持しているとする見方に、“Nueva Constitución Brasileña: paso crucial en la transición,” *El Mercurio*, 1988年10月10日がある。

（注13） 高野雄一・宮崎繁樹・斎藤恵彦編『国際人権法入門』三省堂 1983年／萩野芳夫『基本的人権の研究』法律文化社 1980年。ただし、B規約の発効は1976年、米州人権規約の発効は78年。ラテンアメリカ諸国の1987年までのこれらに対する調印、批准状況は、ラテンアメリカ協会『ラテンアメリカ事典 1989年版』1989年 1160ページ、に詳しい。南部諸国はブラジルを除いて批准しており、チリはB規約を批准、米州人権規約は調印だけしている。

（注14） 以上の点を、チリの例について見ると、1989年7月の憲法修正で、当時の軍事政権と反軍政勢力は、80年憲法で国民主権を謳っている第5条に、「この憲法、ならびにチリによって批准され現に有効であ

る諸国際条約によって保障された、そのような諸権利を尊重し促進するのは国家諸機関の義務である」という文章を追加した。この諸条約のなかに国連の「人権規約」「米州人権規約」が存在する。

また「人権侵害」に私人の暴力を含めないという点では、旧軍事政権のマダリアーガ(M. Madariaga)元法相と人権擁護のために闘ってきた反軍政派のモンテアレグレ(H. Montealegre)弁護士の間でも見解は完全に一致している。Madariaga, Monica; Las Violaciones a los Derechos Humanos, “Hubo una acción planificada por el Alto Mando,” *Revista Apsi*, 第378号, 1991年2月25日～3月10日/Montealegre, Hernan, “Errores jurídicos inaceptables,” *El Mercurio*, 1991年3月9日。筆者が調べたかぎり、これに対する法律的反論は見出せなかったが、後に見るように、チリの場合、問題は難しく、1980年以後、国内法である80年修正憲法第9条で、「いかなる形態のテロリズムも本質的に人権を侵犯する」と規定し、重罪を定めている。なお、上記マダリアーガとモンテアレグレの見解は、この民間人のテロリズムを人権侵害に加えることへの反論であり、この意味で憲法の規定を否定していることになる。なお、モンテアレグレ弁護士はチリの軍政下で人権擁護に尽くしたカトリック教会の「連帯委員会」(Vicaría de Solidaridad)で活躍した反軍政派の弁護士で、軍事政権によって1976年に容疑事実不明のまま7カ月以上拘留されていたことがある。Verdugo, Patricia, *Tiempo de días claros: los desaparecidos*, サンティアゴ, CESOC, Ediciones Chile America, 1990年, 113～114ページ。

（注15） 上記B規約はその第4条「一般的福祉による制限」のその1で「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる」としているが、その2で但し書きを設けて、基本的な諸人権の侵害についてはいかなる場合にも停止されることはできず、生存権、良心・思想・宗教の自由を尊重し、拷問、奴隷および強制労働の禁止を規定している。そして第14条その7で「何人も、それぞれの国の法律及び刑事手続に従って既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について再び裁判され又は処罰されることはない」と再審を禁止している。しかしながら、同じB規約第15条「刑罰法規の不遡及」で不遡及の原則を認

めながらも、その2で「国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものではない」としている。反軍政勢力の人権擁護派の法律家集団が、自国政府によるB規約・米州人権規約の調印、そして批准という事実を軍人の人権侵害を裁判にかけようとするときの法的根拠とし、また調印、批准の時点以前に行なわれた軍人の犯罪行為の場合でも、人権侵害を犯した当の軍人たちは裁判にかけられたことはないのだから、国内の恩赦法を法的に廃止して、軍人を裁判にかけようとし、またできるのだと主張する法的根拠の一般基準がこれである。なお国際人権規約については、判例六法編集委員会編『模範六法 1991』三省堂 1990年を参照。

(注16) ステパン 前掲書 105～106ページ。

(注17) Amnesty International, *Argentina: The Military Juntas and Human Rights: Report of the Trial of the Former Junta Members*, ロンドン, Amnesty International Publications, 1987年。

(注18) “Argentina: los carapintadas otra vez,” *El Mercurio*, 1990年12月8日。1987年4月16～22日, 88年1月14～18日, 12月1～4日, 90年12月3～4日の諸事件がそれである。

(注19) “Argentina: el controvertido indulto de Menem,” 同上紙, 1991年1月5日。

(注20) “Argentina: generalizado repudio por declaraciones de Videla,” 同上紙, 1991年1月3日。

(注21) その一例は、1976年にモンテビデオのベネズエラ大使館から誘拐され行方不明となった教師のマリーア・キンテーロ (Maria Quintero) のケースで、これはベネズエラとの国交断絶に発展した。1985年2月、大統領に当選し、就任まじかであったサンギネッティは、カラカスで「通常の裁判所が人権を侵害した軍人たちを裁くであろう」と言明した。“Frente Amplio Uruguayo: no al punto final,” *Revista Analisis*, 1987年1月20日～26日。

(注22) 同上論文。

(注23) 同上論文/ステパン 前掲書 106～107ページ。サンギネッティ大統領自身は大統領就任以後に方針を転換し、軍人に対する恩赦のキャンペーンを促進した。この措置の決定以前の段階で、フランスの『ルモンド』紙とのインタビューで次のように答えている。以下はチリの左翼週刊誌『カウセ』(Cauce)誌に転載されたものの抜粋であるが、人権侵

害問題の処理に関して、南部諸国に共通する方式を提出している代表的見解であると思われるので、やや長い引用しておく。「問い。ブエノス・アイレスではニュールンベルグ裁判が行なわれているのに、モンテビデオではどうしてないのですか?」「答え。驚くべきほうはアルゼンチンのケースです。……あれは例外です。ブラジルでは民政への移管があり、軍人に対する裁判はありませんでした。ボリビアでも、新民主主義は軍人を裁判所へは送りませんでした。ペルーの軍人たちは1980年に権力を文民たちに引き渡しましたが、何も起きませんでした。エクアドルでも事態は同じでした。実際、ウルグアイでもわれわれは特別なケースだと感じてはいないのです。アルゼンチンが違ったケースであるとすれば、それは弾圧がきわめて激しく、真の虐殺 (genocidio) であったことによります。またマルビーナス戦争があったことも忘れてはならないでしょう。」「問い。人権擁護諸組織は、モンテビデオでは、抗議行動をおこさないのでしょうか?」「答え。……若干の軍人たちは、たぶん、特定の責任があるでしょう。しかし、テロリストたちも大きな責任を負っています。しかしながら彼らもすでに恩赦を受けました。軍人たちを恩赦にしたのもまた自然なことです。」「問い。しかし、傷害・殺人で実刑判決を受け、既に刑務所から出所したトゥパマロス活動家も裁くというのですか?」「答え。いえ、いえ、そうではありません。恩赦 (amnestia) は無制限です。犯罪の事実は残っても刑事罰を抹消する特赦 (gracia) と違って、恩赦とは犯罪の消滅を意味しています。問題はわれわれが、傷害・殺人の罪を除き、すべての犯罪に恩赦を行なったということにあります。傷害・殺人については、恩赦は検討中です。これらの罪で逮捕された者は特赦で釈放されましたが、犯罪の事実は残っています。釈放を促進するために、刑期の短縮を行ない、1年の実刑は3年分のそれと計算しました。この結果、全員釈放されました。すべてが規定に沿うように法的な再検討が実施されたのです。これは純粋に技術的なことです。これはわが国に平和をもたらす過去を清算する唯一の方法でした。」「Uruguay: Sanguinetti y los militares,” *Revista Cauce*, 1985年11月26日～12月2日。すなわち、ここで問われているのは、「民間人の暴力」であるテロリストたちが軍部に逮捕され、拷問され、殺害され、生き残った者たちは実刑判決を受けたが、文民政権になって釈放されたのに対して、弾圧した側の軍人たちの「国家の暴力」が何の裁判も刑事

罰も受けず恩赦を受けるのは何故か、ということであるが、結局、「平和のために」国家の暴力は問わない代わりに、民間人の暴力の結果を軽減する、というのが、その答えだ、と言っていることになる。

(注24) “Jefe militar incursiona en política: democracia uruguaya amenazada de crisis,” *Revista Analisis*, 1985年7月30日～8月6日。

(注25) *Latin American Weekly Report*, WR-86-48, 1986年12月11日。この会談での協約は「海軍クラブ協定その2」と呼ばれた。

(注26) “Uruguay: 634,702 firmas contra la impunidad,” *Revista Apsi*, 第232号, 1987年12月28日～1988年3月3日 / “Uruguay: referendum para la cuestión urticante,” 同上誌, 第284号, 1988年12月26日—1989年1月1日 / Andrés Soto, S. J., “El plebiscito uruguayo: un conflicto de valores éticos,” *Revista Mensaje*, 第379号, 1989年6月。

(注27) 吉田秀穂「チリ軍事政権の『国家の再建』について」(『アジア経済』第18巻第10号 1977年10月)。この「戦争状態の」戒厳令は、1974年9月に「国家の安全のための」戒厳令に、75年9月に「国内の安全のための」戒厳令に代えられ、78年3月に戒厳令は解除された。

(注28) “Entre 1973 y 1986: MIR reconoce 600 acciones violentistas,” *El Mercurio*, 1990年6月28日。

(注29) 人権侵害問題を契機に後に反軍政派に転じたマダリアーガ元法相は、この「恩赦法」は人権侵害の事実自体まで捜査しないとは言っていないと批判することになる。本節(注14)の*Revista Apsi*に掲載された論稿参照。なお当然のことながら、この「恩赦法」公布以後、すなわち1978年3月11日から90年3月10日までの軍政期の人権侵害事件については、この「恩赦法」の効力は及ばない。また1976年9月にワシントンで起きたアジェンデ政権期のオランダ・レテリエル国防相の暗殺事件(チリの秘密警察が実行したと言われている)については、この恩赦法の対象から除かれている。

(注30) “Detenidos-desaprecidos: la promesa que no fue,” *Revista Hoy*, 第570号, 1988年6月20日～26日。

(注31) “En forma oficial: fue disuelta la Central Nacional de Informaciones,” *El Mercurio*, 1990年2月23日。「失踪者」の捜索を含めて人権侵害被害の実態を調査するうえで、新政権は大統領直属の情報機関であったこのCNIの構成員の協力・記録文書への接近が重要と考えていたが、陸軍情報機関への吸収により、こうした手段は軍事機密法のため不可能となった。

(注32) Bascañan, 前掲論文。

(アジア経済研究所地域研究部)